

徳島市地元企業優先発注等に係る実施方針

1 目的

本市の地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的として、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、関係法令等を遵守しつつ、市内企業への優先発注及び市産品の活用を推進する。

2 適用対象

本市の全部局の公共調達を実施方針の適用対象とする。

3 目標

本実施方針の実施期間内において、公共調達全分野で、市内企業への件数ベースでの発注率 90%を目指す。

4 市内企業の定義

区分	分野	市内企業の定義	定義の理由
(1) 公共工事関係	● 公共工事関係	市内に本店を有する事業者	原則として市内に本店を有する事業者を市内企業とする。ただし、公共工事関係以外の分野にあつては、市内に本店を有する事業者のみならず、市内に本店を有しない事業者についても、支店又は営業所等を有することによる雇用の確保等地域経済への貢献等を踏まえて、左記の定義とした。
(2) 公共工事関係以外	● 情報システム調達関係 ● 物品調達関係 ● その他の分野	市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者	

5 各分野における実施方針

分野	対象範囲	取扱要領	市内企業及び市外企業の定義
(1) 公共工事関係	市が発注する次の契約 ① 建設工事の請負 ② 建設工事に関する調査、測量及び設計業務等の委託 ③ 施設修繕	① 建設工事及び建設工事に関する業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に係る登録業者名簿に登載された事業者から選定することとし、技術的難易度の高い建設工事で市内企業では対応できないものを除き、原則として市内企業を選定する。 ② 効率的執行及びコスト縮減を図る観点等を踏まえたうえ、分離分割発注に努めることにより、市内企業の受注機会の拡充を図る。 ③ 市の建設工事の受注事業者が、下請事業者を選定する場合は、市内企業を優先して選定するよう文書で要請する。 ④ 市の建設工事の受注事業者が、建設資材を調達する際は、市内産資材を優先して使用すること並びに市内で生産されていないものを使用する場合も市内企業から調達するよう文書で要請する。	[市内企業] 市内に本店を有する事業者 [市外企業] 市内企業以外の事業者

分野	対象範囲	取扱要領	市内企業及び市外企業の定義
(2) 情報システム調達関係	市が発注する次の契約 ① 情報システム関連機器の調達及び運用保守 ② データエントリ業務 ③ 業務システム開発及び運用保守 ④ パッケージソフト等ソフトウェアの導入及び運用保守 ⑤ その他関連サービスの調達	① 市内企業では対応できない場合、又は市内企業だけでは競争性を確保できない場合を除き、原則として市内企業を選定する。ただし、既に導入、稼働している情報システムに関しては、この限りでない。 ② 業務システムの開発については、国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) で規格化されたリレーショナルデータベース定義、操作言語 SQL 及び事務処理開発言語である COBOL に基づき標準化した開発モジュールを活用し、市内企業の受注機会の拡充を図る。	[市内企業] 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者 [市外企業] 市内企業以外の事業者
(3) 物品調達関係	市が発注する次の契約 ① 物品の購入及び修繕 ② 印刷製本	① 物品の指名競争入札に係る登録業者名簿に登録された事業者から選定することとし、市内企業では対応できない場合、又は市内企業だけでは競争性が確保できない場合を除き、原則として市内企業を選定する。 ② 印刷を主たる業務としていない事業者、企画又はデザインとあわせて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、市内企業の受注機会の拡充を図る。	[市内企業] 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者 [市外企業] 市内企業以外の事業者
(4) その他の分野	市が発注する公共工事関係、情報システム調達関係及び物品調達関係以外の調達に係る契約	① 市内企業では対応できない場合、又は市内企業だけでは競争性が確保できない場合を除き、原則として市内企業を選定する。 ② 継続的に発注している委託契約等で市外企業と契約しているもののうち、効率的な執行が可能なものについては、分離分割した発注を行うことにより、契約更新の際に市内企業への発注に努める。 ③ 市が行う各種大会の記念品等の発注にあたっては、市産品を活用するなど可能な限り市内企業を選定する。	[市内企業] 市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者 [市外企業] 市内企業以外の事業者

6 実施期間

本実施方針の実施期間は、平成 21 年度から平成 31 年度までとする。

7 市外企業に発注する場合の理由の確認

- (1) 契約担当課に各課から契約の締結を依頼する場合において、市外企業への発注を要請する場合は、別紙①「市外企業発注要請書」を契約担当課に対して提出するものとする。
- (2) 契約担当課において、市外企業に発注する場合は、競争入札等実施の決裁において、「市外企業を選定する理由」の項目を設けて、決裁過程においてその理由を確認するものとする。
- (3) 契約担当課を介さない契約について、各課が市外企業に発注する場合は、予算執行伺の決裁において、「市外企業を選定する理由」の項目を設けて、決裁過程においてその理由を確認するものとする。

8 下請を行う場合の市内企業の優先選定等に係る要請

市が発注する建設工事及び業務委託の受注事業者が、下請又は再委託を行う場合において、市内企業の優先選定に努めるよう特記仕様書又は通知文書に明記するものとする(別紙②参照)。

また、受注事業者が市外企業に下請又は再委託を行った場合は、特記仕様書又は通知文書において、別紙③「市外企業選定理由書」を提出するよう義務づけるものとする。

なお、これらに関し、その趣旨を明らかにするため、別途説明文書を受注事業者に交付するものとする(別紙④参照)。

9 市外企業と締結した契約の実態調査

市が締結した各分野における契約のうち、予定価格が徳島市契約規則第 22 条に規定する金額を超え、かつ、市外企業と締結したものについては、契約ごとに、契約件名、契約方法、契約内容、契約の相手方、契約日、契約金額、担当課及び市外企業と契約を締結した理由を調査し、半年ごとにとりまとめ、本実施方針の実施状況の検証及び評価に活用する。なお、調査方法については、別に定める。

10 下請及び再委託の状況の実態調査

市が締結した公共工事関係の対象範囲(建設工事の請負、建設工事に関する調査、測量及び設計業務等の委託並びに施設修繕)に係る契約及び公共工事関係以外の分野の委託契約について、市外企業に下請又は再委託を行ったケースの実態調査を行う。なお、調査方法については、別に定める。

11 実施方針の実施に係る事務手続き等のフロー

別紙⑤「実施方針の実施に係る事務手続き等のフロー」のとおりである。

12 実施方針の解釈と運用

- (1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約の目的の達成のため、合理的な範囲で発注方法を見直し、市内企業の参入の余地を考慮する契機とするものであって、いたずらに市外企業を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。
また、本実施方針は、市内企業の受注機会の確保を目的とするものであり、市内企業が本市の全ての公共調達契約を受注することまで目的としたものではない。
- (2) 本実施方針の運用においては、市内企業の受注機会の確保及び市内企業の育成に努めると同時に、市内企業の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。
- (3) 「8 下請を行う場合の市内企業の優先選定等に係る要請」で定める受注事業者に対する下請を行う場合の市内企業の優先選定等に係る要請及び「市外企業選定理由書」の徴取の運用については、受注事業者の自由な事業活動を阻害しないよう配慮するものとする。
- (4) 本実施方針において定める「9 市外企業と締結した契約の実態調査」及び「10 下請及び再委託の状況の実態調査」は、現状の把握及び分析に主眼をおいたものであるため、こうした趣旨を踏まえて運用するものとする。

13 公表、検証、評価及び見直し

(1) 公表

市内企業への件数ベースでの発注率については、年度ごとにとりまとめ、本市ホームページにおいて公表する。また、市外企業と締結した契約の実態調査結果の概要についても、年度ごとにとりまとめ、本市ホームページにおいて公表する。

(2) 分野ごとの検証

各分野の実施状況については、年度ごとに、各部局においてとりまとめ、別に定める「徳島市地元企業優先発注等に係る実施方針検討会議 幹事会及び分科会」において、目標値を踏まえた検証を行うものとする。

(3) 全体の実施状況の検証、評価及び見直し

全体の実施状況については、実施方針の実施期間内において、年度ごとに、各分野の検証結果を踏まえて、庁内の副部長等で組織する「地元企業優先発注等に係る実施方針検討会議」において、検証及び評価を行い、その結果を公表することにより、さらに本実施方針の実効性を高めていくものとする。

また、目標値と実施状況の検証及び評価の結果を踏まえて、検討会議において、必要に応じ、本実施方針の見直しを行うものとする。